

# ダメ。ゼッタイ。 薬物乱用



## 薬物乱用とは??

遊び半分で法律で禁止されている薬物を使ったり  
医薬品を病気の治療目的以外に使うことです。



僕達が一般的に考えているドラッグだけじゃなく  
一般の薬を多量に摂取するなど、誤った使い方を  
することも薬物乱用になるワケだ。

\* 大麻は道内で年間約100人が検挙されています。

監修・制作：札幌市立札幌東区役所 健康づくり委員会

札幌市健康センター 4F 4111





## 始めるきっかけって??

快楽の追求や好奇心から手を出す人や、「やせられる」「自信がつく」「スカッとする」などの誘い文句に釣られて手を出す人など、その誘惑の手口は様々です。

一回くらいならすぐ止められるって！お前も興味くらいあるんだろ？

なんつーがさ！超ハイでクールになれんだよ！

ハハッ！

飲むとすっごく元気になるの。受験勉強だって平気になるのよ？

あんまり深く考えないでさ。みんなやってるよ？

ダイエット大変じゃない？でもこれなら簡単よ…？

悪い気持ちでやってみるよ！お前こんなモンが怖いのか？

### 入手例

#### 力団から入手

深夜に家出少年・少女を暴力団が誘う



#### ネットでの入手

パソコン、携帯等のインターネットによる違法サイトなどから購入。海外からの密輸入によるルートも。



友人の誘いの中で「お前、かわいいの？」「みんなやってるって！」「一緒にいい気持ちになろうぜ！」などと言われてその気になる事も…

# でもそれらは全て、間違っているのです!!





# 乱用によるカラダと、あなたの将来への悪影響!

麻薬は多幸感・快感を高めますが、その代償として人体に多大な悪影響を及ぼします。そしてそれはあなたの今後の人生をも狂わせてしまいます。



## フラッシュバック (再燃現象) について

覚せい剤では乱用をやめて治療を行い通常の生活に戻ったようでも、ちょっとした刺激をきっかけに**突然精神障害**が起こる**フラッシュバック** (再燃現象) といわれる症状が長期間にわたって残る危険性があります

## 医療少年院、中等少年院・刑務所



## 社会的制裁



だからこそ私たちは...

# 薬物乱用は、絶対にしません!!





# 重い刑罰と後悔の日々!

麻薬の使用・所持は**重大な犯罪行為**です。その代償には刑罰が課せられる事が法律によって定められています。非常に厳しいその内容からも、麻薬が人体・社会に与える悪影響の大きさを表しているといえるのです。

例えば  
覚せい剤を裁判目的で所持・譲渡した場合!

1年以上の有期懲役、  
情状により500万円以下の罰金を併科



例えば  
覚せい剤を他人で使用した場合!

10年以下の懲役

## 薬物事犯主要違反形態に関する条文・罰条一覧表

(平成20年8月現在)

違反形態	条文	刑罰
覚せい剤 裁判罪	輸入・輸出・製造	第41条第1項
	所持・譲渡・譲受	第41条の2第1項
	使用	第19条、第41条の3第1項第1号
覚せい剤 常習犯	輸入・輸出・製造	第42条第1項、第2項
	所持・譲渡・譲受	第41条の2第1項、第2項
	使用	第19条、第41条の3第1項第1号、第2項
覚せい剤 常習犯	輸入	第30条の6第1項、第41条の3第1項第3号
	所持	第30条の7、第41条の4第1項第3号
	譲渡・譲受	第30条の9、第41条の4第1項第4号
	使用	第30条の11、第41条の4第1項第5号
	輸入	第30条の6第1項、第41条の3第1項第3号、第2項
	所持	第30条の7、第41条の4第1項第3号、第2項
覚せい剤 常習犯	譲渡・譲受	第30条の9、第41条の4第1項第4号、第2項
	使用	第30条の11、第41条の4第1項第5号、第2項
	輸入・輸出・製造	第24条第1項
覚せい剤 常習犯	所持・譲渡・譲受	第24条の2第1項
	輸入・輸出・製造	第24条第1項、第2項
	所持・譲渡・譲受	第24条の2第1項、第2項

違反形態	条文	刑罰
ヘロイン・その他 裁判罪	輸入・輸出・製造	第64条第1項
	所持・譲渡・譲受	第64条の2第1項
	施用・喫煙	第12条第1項、第64条の3第1項
	覚醒剤	第12条第4項、第64条の3第1項
ヘロイン・その他 常習犯	輸入・輸出・製造	第64条第1項、第2項
	所持・譲渡・譲受	第64条の2第1項、第2項
	施用・喫煙	第12条第1項、第64条の3第1項、第2項
	覚醒剤	第12条第4項、第64条の3第1項、第2項
ヘロイン以外の その他の麻薬 裁判罪	輸入・輸出・製造	第65条第1項第1号
	所持・譲渡・譲受	第66条第1項
	麻薬施用者以外の者の施用	第66条の2第1項、第27条第1項
	覚醒剤	第27条第5項、第66条の2第1項
ヘロイン以外の その他の麻薬 常習犯	輸入・輸出・製造	第65条第1項第1号、第2項
	所持・譲渡・譲受	第66条第1項、第2項
	麻薬施用者以外の者の施用	第27条第1項、第66条の2第1項、第2項
	覚醒剤	第27条第5項、第66条の2第1項、第2項
覚せい剤 常習犯	輸入・輸出・製造	第65条の3第1項
	所持・譲渡目的の所持	第66条の4第1項
覚せい剤 常習犯	輸入・輸出・製造	第65条の3第1項、第2項
	所持・譲渡目的の所持	第66条の4第1項、第2項